

令和9年度（2027年度）一般コミュニティ助成事業希望区会募集要領

1 趣旨

この要領は、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が、宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成のうち、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く。）の整備に関する事業の助成を行う「一般コミュニティ助成事業」について、令和9年度（2027年度）に助成を希望する区会の募集を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成要件

市民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な備品及び設備（建築物、消耗品は除く。）の整備に関する事業で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの
- (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの
- (3) 令和9年（2027年）4月1日以降に実施し、令和9年（2027年）11月30日までに完了するもの
- (4) 短期間に消費若しくは破損するような備品又は設備の整備でないもの
- (5) 整備後は区会により維持管理されること。

3 事業実施主体

つくば市区会連合会に登録されている区会のうち、次の条件を満たす区会とする。

- (1) 過去10年間に助成を受けていない区会であること。
- (2) 土地を要する事業を実施する場合（プレハブ倉庫、ベンチ、遊具の設置等）には、次の条件を全て満たしていること。
 - ア 登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着していないこと。
 - 事業実施後に抵当権等が付着することがないこと。

イ 相続手続が済んでいること。

ウ 所有者全員の承諾が得られていること。

4 助成額

1 区会 100 万円から 250 万円まで(10 万円単位とし、10 万円未満は切り捨て)とする。

5 つくば市への希望申出

一般コミュニティ助成事業を希望する区会は、令和 8 年(2026 年)6 月 1 日から 6 月 30 日までに令和 9 年度(2027 年度)一般コミュニティ助成事業希望申出書(別紙様式)をつくば市へ提出するものとする。申出後の内容の変更は原則認められないものとする。

6 自治総合センターへの申請団体の決定

近年地域コミュニティの希薄化が問題になっていることから、特に子どもから高齢者までが参加でき、世代間交流につながるイベント等を促進するため、当該イベントに関連する備品の整備を重視して、自治総合センターへの申請団体を決定する。なお、申請が 2 件以上あった場合には抽選会を実施し決定する。

7 不採択の場合の次年度シード

令和 9 年度(2027 年度)事業実施分について自治総合センターの審査で不採択となった団体は、令和 10 年度(2028 年度)事業実施分として、他区会との抽選を経ずに自治総合センターに再申請をすることができるものとする。再申請は令和 10 年度(2028 年度)1 回限りとする。

8 事業の無断変更時

決定された事業を無断で変更した場合は、決定の取り下げを行うことがある。

9 事業実施の確定時期

令和9年度（2027年度）助成団体の募集については、令和8年度（2026年度）の9月頃に自治総合センターからコミュニティ助成事業実施要綱が通知される予定である。よって、当該要綱が通知されるまでは、コミュニティ助成事業の実施については不確定である。

附 則

この要領は、決裁の日（令和8年（2026年）4月3日）から施行する。